

京都市告示第 346 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 17 年 10 月 25 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	深草水0144号	伏見区深草鞍ヶ谷町19番地地先 伏見区深草鞍ヶ谷町13番地の40地先	

(建設局道路部道路明示課)